

# 公正かつ正確な信用取引のための法律

—アメリカの「公正信用報告法」の改正—

中川 かおり

## 目次

- 1 米国における従来の規制と日本の現状
- 2 今回の法改正の背景と経緯
- 3 「公正かつ正確な信用取引のための法律」の概要
- 4 今回の法改正の評価と今後の課題

### 1 米国における従来の規制と日本の現状

米国の国内総生産（GDP）の3分の2は個人消費で占められているが、この消費は、信用が広汎に入手可能であることに支えられている。2001年には米国の世帯の75%が、消費者信用及び住宅ローンの供与を受けていた。<sup>(注1)</sup> こうした信用の広汎な入手可能性の鍵となるのが、整備された消費者信用報告制度である。

消費者信用報告とは、消費者信用報告機関（Consumer Reporting Agencies:以下「CRA」とする。）が、銀行等の与信業者に対して、一定の目的のために、消費者の職業、収入、資産等の信用情報を提供することをいう。<sup>(注2)</sup> 与信業者がある消費者に信用供与を行うかどうかを決定する際には、その者の信用状態を正確に把握することが必要である。しかし、この把握のためには借り手である消費者本人の申告する情報だけではしばしば不十分であることから、消費者信用情報の収集及び評価を業務とするCRAの提供する情報が用いられる。

CRAは、その消費者と取引したことのある銀行等（以下、「情報提供者」とする。）から消費者信用情報を得、評価した上で、その消費者へ信用供与を行おうとする銀行等（以下、「情報利用者」とする。）に提供する。

このように信用供与の決定に大きな役割を果たす消費者信用情報であるが、他方で、情報が誤っていた場合の対処法や、個人が自己のどのような情報がどのような形で収集されているかを知りたい場合の対処法が定められていなければ、消費者のプライバシーが不当に侵害されることにもなりかねない。そのため、消費者信用報告制度の整備においては、プライバシーの尊重と、迅速で正確な消費者信用報告の実現とのバランスが重要である。

米国では、1970年に制定され、1996年に大幅に改正された公正信用報告法（Fair Credit Reporting Act:以下「FCRA」とする。）<sup>(注3)</sup> が、消費者信用報告制度を整備するものである。この法律の目的は、消費者信用情報の取扱いについて、主としてCRA、情報提供者及び情報利用者を規制することで、消費者のプライバシーを保護しつつ、信用情報の流通を確保することである。この法律の主な内容は、(1)CRAが消費者信用報告を行いうる場合の限定、(2)古い情報の提供禁止、(3)消費者に対する消費者信用報告の開示、(4)消費者信用報告の正確性に争いがある場合の措置等である。

米国には、消費者信用報告制度の下で営業する主なCRAが3社あり、<sup>(注4)</sup> 信用情報の流通、ひいては個人消費の促進に大きな役割を果たしている。

日本ではこうした機関は「信用情報機関」と呼ばれ、欧米の法律にならって業界が自主的に消費者信用情報の取扱いのルールを定めている。個人情報保護のための基本法として、日本では、2003年5月に「個人情報の保護に関する法律」が制定された。しかし、消費者信用情報

の保護に特化した個別法の整備は、貸金業規制法及び割賦販売法に若干の規定があることを除いては、今後の課題である。<sup>(注5)</sup>

## 2 今回の法改正の背景と経緯

米国では、ID 窃盗 (Identity theft) の被害が年々増えている。ID 窃盗とは、クレジットカード番号や社会保障番号等の情報を不正に入手することをいい、それにより、本人になりすまして消費貸借契約を締結したり、前科を隠して就職したりすることが可能となる。被害者は、社会的な信用に大きな傷をつけられるだけでなく、預金の流出などの損害を被ることとなる。<sup>(注6)</sup>

2003年9月3日に公表された連邦取引委員会 (FTC) の報告書<sup>(注7)</sup>によれば、ID 窃盗による被害者は、ここ5年間で約2730万人にのぼり、2002年だけでも約990万人いた。2002年の被害額は、企業及び金融機関については総額約480億ドル、個人については総額約50億ドルで、あわせて約530億ドルであった。そのため、ID 窃盗の抑止という観点から FCRA の改正の必要性が認識されていた。<sup>(注8)</sup>

ID 窃盗の増加のほか、FCRA の改正を促した要因としては、FCRA の特定の規定が州法に優先する期限が2004年1月1日までとされていたことがある。米国では、統計上は6年に1度は国民全員が転居する計算となるほど転居が多く、また、多くの国民が休暇を別荘で過ごすなど、人々の移動性が高い。<sup>(注9)</sup>そのため、州毎に消費者信用情報の取り扱い基準を定めることは、情報提供者や CRA の負担となり、ひいては消費者に対する信用供与の範囲が狭められるとの懸念が、経済界を中心に強かった。

この2つの問題に対処するために、連邦議会では FCRA の改正の機運が高まっており、2003年に入ってから多数の公聴会が開かれた。<sup>(注10)</sup>これを受けて、上院では S.1753が、下院では H.R.

2622が審議され、この下院法案について作成された両院協議会報告書 (H. Rept.108-396)が両院で採択された。こうして、2003年12月4日に、大統領の署名を受けて FCRA を改正する「公正かつ正確な信用取引のための法律」<sup>(注11)</sup>が成立した。この法律の主な内容は、(1)消費者が ID 窃盗に対処する能力を高め、(2)消費者信用報告の正確性を改善し、(3)消費者が企業から受ける勧誘の種類及び量を統制する消費者の能力を高め、(4)センシティブな医療情報の利用及び開示を制限し、(5)消費者の金融リテラシーを高め、(6)州法に対する連邦法の専占を拡大し、かつ恒久化するというものであり、財務省の提案に基づいて作成された。法律で発効の日が定められていない規定については、FTC と連邦準備制度理事会 (FRB) が共同で出す規則により定めることとされており、これを受けて出された規則により、2003年12月31日、<sup>(注12)</sup>2004年3月31日又は2004年12月1日が発効の日とされた。<sup>(注13)</sup>すなわち、この法律が完全に施行されるのは制定から約1年後ということになり、法改正の実際の効果が明らかになるのはまだ先のことである。<sup>(注14)</sup>

## 3 「公正かつ正確な信用取引のための法律」の概要

### 第 I 編 ID 窃盗の阻止及び信用履歴の回復

#### ・定義の改正 (第111条)<sup>(注15)</sup>

「従軍中の消費者 (active duty military consumer)」を、次のように定義する。

- (1) 軍役の指令又は命令に基づき兵役につく従軍中の又は予備役の者であって、
- (2) 消費者の通常の従軍地から離れて従軍するよう任命された者

「詐欺警告 (fraud alert)」及び「従軍警告 (active duty alert)」を、消費者ファイルにおける次のいずれも満たす陳述として定義する。

- (1) 消費者信用報告の予測されるすべての利用

者に対して、場合に応じて、消費者が、ID 窃盗を含む詐欺の被害者である可能性を通知するもの、又は、消費者が従軍中の消費者であることを通知するもの

- (2) その報告を利用する者による、(1)の陳述の明白で顕著な理解を促進する方法で提示されるもの

「ID 窃盗報告 (identity theft report)」を、次のものとして定義する。

- (1) ID 窃盗を主張するもの
- (2) 消費者が、連邦郵政監察局 (United States Postal Inspection Service) 又は他の政府機関を含む、連邦、州または地方の法執行機関と共に提出する公式の報告書であるもの
- (3) 報告の情報が実際には誤りであった場合には、誤った情報を提出したことに関して、提出者が刑事罰に処されるもの

「再販売者 (reseller)」を、次のものを満たす CRA として定義する。

- (1) 別の CRA 又は複数の CRA のデータベースに含まれるあらゆる消費者の情報を、第三者に提供する目的で、収集し、及び、統合する者であって、
- (2) 新しい消費者信用報告が作成される元となる、収集された情報又は統合された情報のデータベースを維持しない者

#### ・詐欺警告及び従軍警告 (第112条)<sup>(注16)</sup>

この法律は、初期警告 (Initial Alert)、拡大警告 (Extended Alert)、従軍警告 (Active Duty Alert) の三種類の警告を創出した。(FCRA 第 605A 条の新設)

初期警告：消費者が詐欺の被害者であったこと又は将来詐欺の被害者となるおそれがあることを誠実に (in good faith) 主張するときは、CRA は、(消費者が削除を請求しないかぎり) 少なくとも90日間は、消費者ファイルに詐欺警

告を掲載し、及び、そのファイルを利用して作成されたクレジット・スコア<sup>(注17)</sup>と共にその警告を提供しなければならない。また、その詐欺警告についての情報を、他の全米規模の CRA に提供しなければならない。

CRA は、消費者ファイルに詐欺警告を掲載したときは、消費者が消費者ファイルの無料の写しを請求できることを、消費者に対して通知しなければならない。CRA は、消費者の請求を受けてから3日以内に、消費者ファイルを開示しなければならない。

拡大警告：CRA は、消費者より ID 窃盗報告の提出を受けたときは、次のことをしなければならない。

- (1) (消費者が削除を請求しないかぎり) 7 年間は、消費者ファイルに詐欺警告を掲載し、及び、そのファイルを利用して作成されたクレジット・スコアと共に詐欺警告を提供しなければならない。
- (2) 消費者が申し込みをしていない取引の一環として消費者に対して信用又は保険を提供するために、第三者に提供されるリスト<sup>(注18)</sup>からは、その消費者は5年間除外される。
- (3) 拡大警告についての情報を、他の全米規模の CRA に提供しなければならない。

CRA は、消費者ファイルに詐欺警告を掲載したときは、消費者が詐欺警告を含む消費者ファイルの無料の写しを二通要求できることを通知しなければならない。CRA は、消費者の請求を受けてから3日以内に、消費者ファイルを開示しなければならない。

従軍警告：CRA は、従軍中の消費者の請求を受けたときは、次のことをしなければならない。

- (1) 少なくとも12か月間は、消費者ファイルに従軍警告を掲載し、及び、そのファイルを利用して作成されたクレジット・スコア

と共に従軍警告を提供しなければならない。

- (2) 消費者が申し込みをしていない取引の一環として消費者に対して信用又は保険を提供するために、第三者に提供されるリストからは、その消費者は2年間除外される。
- (3) 従軍警告についての情報を、他の全米規模のCRAに提供しなければならない。

・クレジットカード及びデビットカードの番号の印字の省略（第113条）

クレジットカード及びデビットカードにより支払を受ける者は、消費者に渡すレシートに、カードの番号の下5桁以上を印字すること又は期限日を印字することを禁止される。これは、最近導入した機械による印字については、2004年12月4日までに、それ以外の機械による印字については2006年12月4日までに実施されなければならない。（FCRA 第605条に<sup>(注19)</sup>g項を加える改正）

これは、ID 窃盗が、レシートに印字されたカード番号へのアクセスを他人が入手することをきっかけとすることが多いために設けられた規定である。カード番号の印字を省略する技術は広まってきており、すでにいくつかのカード発行業者は小売業者に印字の省略を要求している。

・ID 窃盗の可能性のある事例を特定するための手続の構築（第114条）

連邦銀行規制機関（Federal banking agencies）、全米信用組合機関（National Credit Union Administration（NCUA））及びFTCは、次のものを定めなければならない。

- (1) 金融機関及び債権者がID 窃盗に対処するためのガイドライン
- (2) 金融機関及び債権者に、ガイドラインに従って政策及び手続を定めることを求める規

則

- (3) カード発行者は、消費者から住所変更通知を受けてから30日以内にカードの新規発行又は再発行の要求を受けたときは、消費者の以前の住所にカード発行の要求があったことを通知する等の一定の手続を経ないうちは、新規発行又は再発行を行ってはならないとする規則（FCRA 第615条に<sup>(注20)</sup>e項を加える改正）

・社会保障番号を省略する権限（第115条）

消費者がその社会保障番号又は他の類似のID 番号の上5桁を省略したファイルの開示を求める場合には、CRAは、その要請に従い、開示において上5桁を省略しなければならない。（FCRA 第609条a項<sup>(注21)</sup>(1)の改正）

・ID 窃盗の被害者の権利について要約した書面（第151条）

FTCは、詐欺又はID 窃盗に起因する被害を救済するための手続に関する、消費者の権利について要約したモデル書面を作成しなければならない。（FCRA 第609条に<sup>(注22)</sup>d項を加える改正）

企業は、被害者の要求を受けたときは、ID 窃盗の結果であると主張される取引の内容を証明する取引記録の写しを、(1)被害者、(2)被害者が指定する法執行機関若しくは職員又は(3)ID 窃盗を捜査する法執行機関若しくは職員に対して提供しなければならない。（FCRA 第609条にe項を加える改正）

・ID 窃盗に起因する情報の報告の停止（第152条）

CRAは、消費者がID 窃盗に起因すると主張する消費者ファイルに掲載された情報の報告を、次の情報を受け取ってから4日以内に停止しなければならない。

- (1) 消費者の身元の証明
- (2) ID 窃盗報告の写し

(3) 消費者の特定する誤情報

(4) その情報が消費者の行った取引に関連するものではないことの陳述

CRA は、消費者が ID 窃盗に起因すると主張する情報について、迅速に情報提供者に通知しなければならない。また、CRA が情報の報告の停止を断ることができる場合又は情報の報告の停止を撤回することができる場合を列挙する。

(FCRA 第605B条の新設)<sup>(注23)</sup>

こうした情報の報告の停止により、ID 窃盗による被害を最小限にとどめることが可能となる。これまでも主な CRA3社は、自主的にこうした情報の報告を停止していたが、今回これが法律で義務づけられた。

・ ID 窃盗の主張を受けた調査における協力 (第153条)

全米規模の CRA は、ID 窃盗の主張、詐欺警告の請求又は ID 窃盗に起因する情報の報告の停止の請求を相互に共有するための手続を定め、維持しなければならない。また、FTC は、ID 窃盗の被害者である消費者が、債権者及び CRA に対して、詐欺の存在について通知する場合に利用するためのモデル書式及びモデル手続<sup>(注24)</sup>を定めなければならない。(FCRA 第621条に f 項を加える改正)

これまでも主な CRA3社は、消費者が申し立てる従軍警告以外の警告の情報については、自主的に共有していたが、今回これが法律で義務づけられた。

・ 消費者信用報告の再汚染の防止 (第154条)

CRA に対する情報提供者は、誤情報を再び提供することがないように、ID 窃盗に起因する情報に関して FCRA 第605B 条に基づき CRA から受け取った通知に対処する合理的な手続を整備<sup>(注25)</sup>しなければならない。(FCRA 第623条 a 項に (6)を加える改正)

また、何人も、FCRA 第605B 条に基づいて ID 窃盗に起因すると通知された債権を売却してはならない (FCRA 第615条に f 項を加える改正)<sup>(注26)</sup>。

・ 詐欺情報の債権回収業者による通知 (第155条)

債権者である第三者又は消費者信用報告の利用者である第三者を代理して債権回収業者 (debt collectors) として行動する者が、消費者により債権が詐欺又は ID 窃盗に起因すると通知された場合には、債権者又は消費者信用報告の利用者にそのことを伝えなければならない。<sup>(注27)</sup> (FCRA 第615条に g 項を加える改正)

・ 出訴期限 (第156条)

FCRA の違反に対する民事訴訟の出訴期限は、これまでは、違反が生じた日から起算して 2 年間であったが、これを 5 年間に延長する (ただし、違反が発見されてから 2 年以内とする)。<sup>(注28)</sup> (FCRA 第618条の改正)

・ ID 窃盗に対処するための技術利用の研究 (第157条)

財務長官は、ID 窃盗を減らすために、生体認証 (バイオメトリクス) その他の類似した技術の利用についての研究を行い、それを議会に報告しなければならない。

第 II 編 信用情報の利用及び消費者のアクセスの改善

・ 無料の消費者信用報告 (第211条)

全米規模の CRA は、消費者の請求を受けて、12か月に一度は無料で消費者信用報告を提供しなければならない。この CRA の義務は、消費者の請求が法律により定められた集中システムを利用して行われた場合にのみ生ずる。

FTC は次の規則を定めなければならない。

- (1) 全米規模の特定分野の CRA (Nationwide Specialty Consumer Reporting Agency<sup>(注29)</sup>) に、消費者が消費者信用報告を請求するための合理化された手続（フリーダイヤルを含む）を定めるよう求める規則（FCRA 第612条 a 項(C)<sup>(注30)</sup>）
- (2) CRA が、一定の企業再編などの手段により、全米規模の CRA に課される上記義務を免れることを防ぐための規則（FCRA に第 629条を新設<sup>(注31)</sup>）

FTC は、次のものを含む消費者信用報告に関する消費者の権利について要約したモデル書面を作成しなければならない（FCRA 第609条 c 項の改正<sup>(注32)</sup>）。

- (1) それぞれの CRA から消費者信用報告の写しを入手する権利
- (2) 消費者が無料で消費者信用報告を入手する権利を有する頻度と条件
- (3) 消費者ファイルに含まれる情報について争う権利
- (4) CRA からクレジット・スコアを入手する権利
- (5) 無料の消費者信用報告を入手する方法
- (6) 全米規模の特定分野の CRA から消費者信用報告を入手する方法

これまで、消費者が無料で自らの消費者信用報告の開示を受ける権利を行使できるのは、信用の供与が断られたとき等の一定の場合に限定されていた。上記の改正で12か月に一度は無料で消費者信用報告の開示を受けることで、消費者は自らの名前で犯される犯罪について早期に感知し、訂正を要求することができるようになり、消費者信用報告の信頼性が増すことになる。消費者信用報告及びクレジット・スコアが、商品及びサービスの価格決定において頻繁に利用される今日、消費者が消費者信用報告及びクレ

ジット・スコアに注意を払うことはより重要になってきている。

#### ・クレジット・スコアの開示（第212条）

CRA は、消費者が消費者信用報告の請求を行ったが、クレジット・スコアの請求を行わない場合には、クレジット・スコアの提供も受けられるとの陳述を開示に含めなければならない。（FCRA 第609条 a 項に(6)を加える改正<sup>(注33)</sup>）

消費者がクレジット・スコアを請求するときは、CRA は、その提供するクレジット・スコアが債権者により利用されるクレジット・スコア及びスコア算出モデルとは異なりうること及び次のことを通知しなければならない。

- (1) 信用供与のために CRA が算出した最新のクレジット・スコア
- (2) そのモデルに基づくクレジット・スコアの可能な幅
- (3) そのモデルの下で、消費者のクレジット・スコアに悪影響を与える主たる要因（上位 4 つまで）
- (4) クレジット・スコアが作成された日
- (5) クレジット・スコアを提供する者の氏名

CRA はクレジット・スコアを消費者に提供する際に、FTC が定める料金を請求することができる。消費者のクレジット・スコアに悪影響を及ぼしている中心的な要因が、消費者信用報告に関して行われる問い合わせの数が多いためである場合は、その要因が上位 4 つに入っていない<sup>(注34)</sup>とも、消費者に通知しなければならない。（FCRA 第609条に f 項を加える改正<sup>(注35)</sup>）

消費者の住宅ローン（mortgage）の申請を受けて、ローンを組み、又はアレンジし、かつ、クレジット・スコアを利用する者は、消費者にクレジット・スコアを提供し、法律に定める通知<sup>(注36)</sup>を行う義務を負う。（FCRA 609条に g 項を加える改正）

・選別リストからオプトアウトするために入手できる手段の開示の拡大（第213条）

消費者が、CRAにより作成される信用取引又は保険取引のための選別リスト（prescreened list）<sup>(注37)</sup>からオプトアウトする場合のその通知の有効期間を、2年間から5年間に延長する。  
（FCRA 第604条 e 項の改正）<sup>(注38)</sup>

FTCは、ウェブサイト、事前に選別されたリストからオプトアウトするための手段として定められた住所及びフリーダイヤルを公開し、かつ目立つように掲示しなければならない。

連邦準備制度理事会は、(1)消費者が申し込みをしていない取引に関連して、信用又は保険の書面による提供を受けることを拒否する消費者の権能、及び(2)消費者に対する信用又は保険の書面による提供の制限を強化することがもたらす潜在的な影響について、調査し、議会に報告しなければならない。

すでに1996年改正において、消費者は、CRAが保険会社等による消費者の申し込みによらない取引のために消費者信用報告を用いて作成する選別リストから、オプトアウトする権利を認められていた。しかし、この権利については、消費者が気が付きにくい箇所に、難解な文言で書かれていることが多く、多くの消費者はその権利の存在及び権利行使の方法を理解していないという実態があった。そこで、この権利の周知を徹底し、この権利を強化するためにこの規定が設けられた。

・系列企業間での共有（第214条）

勧誘目的での系列企業による消費者情報の利用に新しい制限を設ける（FCRAに第624条<sup>(注39)</sup>を挿入する改正）。系列企業から消費者信用報告を構成する情報を受ける者は、次の両者を満たさないときは、商品又はサービスの販売促進の目的で行う勧誘に、その情報を用いることはできない。

(1) 勧誘目的で系列企業間で情報の伝達がなされることがあることを、消費者に対して明白かつ顕著に開示すること。

(2) 消費者に対して、その者から勧誘がなされることを禁止する機会及びそのための簡便な方法を提供すること。

消費者は、勧誘から全面的にオプトアウトするだけでなく、企業の種類、カバーされる情報及び勧誘方法についての多様な選択肢の中から、オプトアウトの範囲を定めることもできる。消費者がオプトアウトを選択した場合には、系列企業は、少なくとも5年間は販売促進目的で勧誘することはできない。

・金融商品の入手可能性等に対するクレジット・スコア及び信用に基づく保険スコアの影響に関する調査（第215条）

FTCに対して、次のことについて調査し、議会に報告することを要求する。

(1) クレジット・スコア及び信用に基づく保険スコアの利用が、金融商品及びサービスの入手可能性及び購入可能性に与える影響

(2) クレジット・スコア、信用に基づく保険スコア、定量化可能なリスク及び事業が実際に被った損失の間の統計学的な関係

(3) クレジット・スコア算出モデル、クレジット・スコア及び信用に基づく保険スコアの利用が、人種、国籍、宗教等の要因に応じて、信用及び保険の入手可能性及び購入可能性に与える影響の程度

(4) クレジット・スコア算出システムが事業により利用される程度、そのシステムにより考慮に入れられている要因及びそのシステムにより考慮に入れられていない変数の影響

・消費者信用報告の情報及び記録の処分（第216条）

連邦銀行規制機関、全米信用組合機関

(NCUA)、FTC 及び証券取引委員会 (SEC) は、事業目的で、消費者信用報告から派生する消費者信用情報又はその集積を維持し、所有する者に対して、その情報の適切な廃棄処分を行うことを要求する最終規則を公布しなければならない。<sup>(注40)</sup> (FCRA に第628条を新設)

・ CRA に対する伝達の開示の要求 (第217条)

金融機関は、消費者に供与する信用について、CRA にネガティブ情報を提供する場合には、その消費者に対して書面による通知を行わなければならない。この通知は、CRA にネガティブ情報を提供してから30日以内に行われなければならない。<sup>(注41)</sup> (FCRA 第623条 a 項に(7)を加える改正)

第三編 消費者信用報告の情報の正確性の改善

・ リスクに応じた利率設定の通知 (第311条)

消費者信用報告に基づいて信用を供与する一定の者は、ある消費者に対する信用供与の条件が、多くの消費者に供与されうる最も好意的な条件よりも悪い場合には、その消費者にそのことを通知しなければならない。

企業等がその通知義務を履行できなかった場合においても、その義務に従うための合理的な政策及び手続を維持していたときは、責任を問われない。企業等は、その義務について、過失又は故意の不遵守を理由として民事訴訟を提起されることはない。<sup>(注42)</sup> (FCRA 615条に h 項を加える改正)

一定の信用取引の条件について通知を提供するという、消費者信用報告の利用者に課される上記義務については、州法で定めることはできない。<sup>(注43)</sup> (FCRA 第625条 b 項(1)に(I)を加える改正)

これまでなら信用供与が断られていたケースも、最近は、リスクに応じて利率を高めた形ではあるがともかく信用供与は行われることが多

い。そのため、ある消費者に対する信用供与の条件が、多くの消費者に供与されうる最も好意的な条件よりも悪いことを通知する必要性は高まってきており、今回消費者に対する通知義務が拡大された。

・ CRA に提供される情報の正確性及び統一性を高めるための手続 (第312条)

連邦銀行規制機関、NCUA 及び FTC は、情報提供者により提供される情報の正確性と統一性を規制するガイドラインを整備しなければならない。<sup>(注44)</sup> (FCRA 623条に e 項を加える改正)。

連邦銀行規制機関、NCUA 及び FTC は、情報提供者が、消費者の直接の要求に基づき、その消費者の消費者信用報告に含まれる情報の正確性を再調査しなければならない状況を特定する規則を制定しなければならない。<sup>(注45)</sup> (FCRA 第623条 a 項に(8)を加える改正)。

・ 異議に関する FTC 及び CRA の対処 (第313条)

FTC は、CRA の維持する消費者信用ファイルに含まれる不完全又は不正確な情報について受けたすべての異議をまとめ、その異議を関係する CRA に通知しなければならない。通知を受けた CRA は、問題となる異議を再調査し、法的義務をつくしたかどうかを判定しなければならない。また、異議に関する判定等について FTC に報告を提出しなければならない。<sup>(注46)</sup> (FCRA 第611条に e 項を加える改正)

・ 再調査結果の開示の拡大 (第314条)

従来より、CRA は、消費者信用報告の再調査の結果、その情報が不正確であること、不完全であること又は事実であると確認できないことがわかった場合には、迅速に情報を削除し、又は訂正しなければならないとされていたが、今回これに加えて、情報が訂正され、又は削除さ

れたことを情報提供者に迅速に通知しなければならないとされた（FCRA 第611条 a 項(5)(A)<sup>(注47)</sup>の改正）。その場合、情報提供者も、その情報を迅速に訂正し、又は削除しなければならない（FCRA 第623条 b 項(1)<sup>(注48)</sup>に(E)を加える改正）。

#### ・住所の照合（第315条）

情報利用者がある消費者の消費者信用報告を要求するときに特定した住所と、CRA の保有する消費者のファイルに含まれるその消費者の住所が異なる場合には、CRA は、その情報利用者に住所が異なることを通知しなければならない（FCRA 第605条に h 項<sup>(注49)</sup>を加える改正）。

#### ・再販売者を通じた争いの通知（第316条）

この法律の第111条により新たに定義された再販売者は、これまでは消費者から情報を争う旨の通知を受けた場合に事実関係を調査する FCRA 第611条の義務を負わされていなかった。しかし、今回の改正で、消費者から情報を争う旨の通知を受けたときは、再販売者の行為の結果として情報が不完全又は不正確であるかどうかを判定しなければならず、再販売者の行為の結果であるときは消費者から通知を受けてから20日以内にその情報を訂正し、又は削除しなければならないとされた。また、情報が不完全又は不正確であることが再販売者の行為の結果ではない場合には、再販売者は消費者の通知を、再販売者に情報を提供したそれぞれの CRA に対して伝えなければならない。（FCRA 第611条に f 項<sup>(注50)</sup>を加える改正）

#### ・要求される合理的な再調査（第317条）

消費者が争う情報を再調査する CRA の義務を、「無料で再調査を行う」ことから、「無料で、争われた情報が不正確であるかどうかを判定するための合理的な再調査を行う」ことへと改変した（FCRA 第611条 a 項(1)(A)<sup>(注51)</sup>の改正）。

#### ・ FTC による、FCRA に関する問題の調査（第318条）

FTC は、特に次の点について FCRA の作動を改善する方法の調査を行い、議会に対して報告しなければならない。

- (1) 消費者信用報告を情報利用者に公表する前に、その個人が確かにその消費者信用報告の対象者であることを保証するために、CRA が照合しなければならない身元特定情報の数を増やすことの効果
- (2) 消費者信用報告にネガティブ情報が加えられた場合に、消費者に対する通知を要求すること
- (3) 不利益な取り扱いを受けた消費者が、不利益な取り扱いを行った債権者が依拠した消費者信用報告の写しを受け取ることができるようにすることの効果
- (4) 通常は CRA には報告されないが、消費者の信用供与可能性を判定するにあたり有用な情報となる一般的な金融取引
- (5) 通常は報告されない種類の取引の報告を促進するために自発的な報告システムにおいてとられるであろう措置

#### ・ FTC による、消費者信用報告の正確性に関する調査（第319条）

FTC は、CRA により準備され、又は維持される消費者信用報告に含まれる情報の正確性及び完全性並びに情報の正確性及び完全性を改善する方法について、当分の間は、二年に一度、議会に報告しなければならない。

### 第IV編 金融システムにおける医療情報の利用及び共有の制限

#### ・金融システムにおける医療情報の保護（第411条）

CRA は、消費者の医療情報を含む消費者信用報告を提供することは、次の場合等を除き、禁

止される（FCRA 第604条 g 項<sup>(注52)</sup>の改正）。

- (1) 保険取引の場合には、消費者が提供に積極的に同意する（affirmatively consents）とき
- (2) 雇用目的又は信用取引の場合には、提供される情報が雇用又は信用取引の過程に関係し、又は影響を与え、かつ、消費者がそうした情報が提供されることについて書面で同意をするとき

「消費者信用報告」には、医療情報、医療上の商品又はサービスに対する支払に基づく個別化されたリスト又は説明、医療上の商品又はサービスに対する支払に基づく個別化された消費者のリストの集積等の系列企業<sup>(注53)</sup>に開示される情報を含む（FCRA 第603条 d 項<sup>(注53)</sup>に(3)を加える改正）。

#### ・消費者信用報告における医療コンタクト情報の秘密保持（第412条）

医療上のサービス、商品又は装置を提供することを主なビジネスとする情報提供者は、その者が消費者信用情報を提供する相手方であるCRAに対して、自らが医療情報提供者（medical information furnisher）であることを通知しなければならない（FCRA 第623条 a 項<sup>(注54)</sup>に(9)を加える改正）。

医療情報提供者の氏名、住所及び電話番号をコード化することなく消費者信用報告に含めることを、CRAに禁止する。また、報告が損害保険及び傷害保険以外の目的で保険会社に提供される場合を除き、医療情報提供者の氏名、住所及び電話番号を消費者信用報告に含めることを、CRAに禁止する（FCRA 第605条 a 項<sup>(注55)</sup>に(6)を加える改正）。

情報提供者が、上記の医療情報提供者であることの通知要求に従わない場合には、FTCは、情報提供者がその要求に従うことを保障するための指針の発行を含めた措置をとらなければならない。

## 第V編 金融リテラシー及び金融教育の改善

### ・金融リテラシー・金融教育委員会の設置及び同委員会の職務（第513条<sup>(注56)</sup>、第514条<sup>(注57)</sup>）

「金融リテラシー・金融教育委員会（Financial Literacy and Education Commission）」を次の目的のために設立する。

- (1) 連邦の金融リテラシー及び金融教育に関するプログラム、補助金及び資料を合理化し、改善し、又は拡大すること。
- (2) 一般公衆を対象とするウェブサイト及びフリーダイヤルを設置すること。
- (3) 一般公衆向けの教育資料を配付すること。
- (4) 州及び地方レベルにおける基本的な金融リテラシー及び金融教育の取組みを調整し、推進すること。
- (5) 議会に対して、「金融エンパワーメント保証戦略（SAFE Strategy）」と題した文書により、その活動を議会に毎年報告すること。

### ・委員会の権限（第515条<sup>(注58)</sup>）

委員会は、英語以外の言語における金融リテラシー及び金融教育のための資料を作成し、促進するための措置をとることができる。

### ・会計検査院長による調査（第517条<sup>(注59)</sup>）

会計検査院長は、金融リテラシー及び金融教育を促進するための委員会の有効性について調査し、議会に報告義務を負う。また、会計検査院長は、消費者信用報告を閲覧した消費者の数、消費者が消費者信用報告の写しを入手した条件及び目的、データ収集過程についての消費者の知識の程度等を評価する調査を行い、議会に報告しなければならない。

### ・金融リテラシーを向上させるためのキャンペーン（第518条<sup>(注60)</sup>）

財務長官は、委員会の勧告を受けて、米国における金融リテラシー及び金融教育の状態を改

善するための全米戦略の一部として、全米公共サービス・マルチメディア・キャンペーンを組織し、行わなければならない。このキャンペーンのために、2004会計年度から2006会計年度にかけての歳出を授権する。

・歳出授権（第519条<sup>(注61)</sup>）

同委員会に対する歳出を授権する。

## 第VI編 被用者の非違行為に関する調査の確保

・消費者信用報告の定義から除外される一定の被用者調査に関する伝達（第611条）

被用者の非違行為について第三者機関が調査し、雇主に対して行われる一定の伝達を、消費者信用報告から除外する。ただし、雇主は、上記の伝達に基づいて被用者に不利益な取り扱いを行った後に、被用者に対して、伝達 요약 (不利益な取り扱いの基礎を成す伝達の性質及び要旨を含む) を開示しなければならない。(FCRA 第603条に x 項を加える改正)<sup>(注62)</sup>

これは、1999年に FTC の職員が発した書簡 (Vail Letter)<sup>(注63)</sup> が誤りであることを確認するものである。この書簡は、雇主が外部の機関に、被用者の非違行為の調査を行わせた場合の一定の伝達は、「消費者信用報告」にあたるとするものである。消費者信用報告であるとされることにより、雇主は被用者に対して、不利益取扱いを行う前に消費者信用報告を開示する等の義務を課されることとなり、被用者が非違行為を隠したり、調査を妨害したりすることができる状態となっていた。

## 第VII編 州法との関係

・州法との関係（第711条）

FCRA の1996年改正は、2004年1月1日までは、次の7つの領域において州法に専占すると定めていた。

(1) 系列企業との情報共有

(2) プレスクリーニング活動<sup>(注64)</sup>

(3) 情報提供者の義務

(4) 不利益な取り扱いをする者の義務

(5) 紛争解決手続における CRA の行動

(6) 消費者信用報告における情報の要件

(7) 消費者に提供される権利通知の要約

今回、この法律は、2004年1月1日の時限規定を削除した上に、FCRA が州法に専占する領域を、(i)クレジットカード番号及びデビットカード番号の印字の省略、(ii)詐欺警告及び従軍警告、(iii) ID 窃盗の可能性のある事例の特定のための手続、(iv) ID 窃盗に起因する債権の移転の禁止、(v) ID 窃盗に関する債権回収業者の伝達等<sup>(注65)</sup>に拡大した。(FCRA 第625条の改正)

## 4 今回の法改正の評価と今後の課題

信用情報の取扱いに関するルールが各州毎に定められるようになると、消費者信用報告の内容の信頼性が落ち、円滑な経済活動が阻害されるおそれ強い。大統領経済諮問委員会の試算によると、全米統一基準が失われれば、これまでは提供されている住宅ローンのうち28万件（約220億ドル）の申請が断られるとされている。<sup>(注66)</sup>

今回の改正で全米統一基準が維持され、こうした事態が回避されたことから、経済界はこの改正におおむね好意的である。もう一つの論点である ID 窃盗についても、先に触れたように企業・金融機関と消費者が共に膨大な被害を受けている問題であるだけに、今回の改正は歓迎されている。

しかし、以下の諸点については今後の課題とされた。

(1) 全米統一基準

全米統一基準の維持が恒久化されたことには異論もある。特に消費者団体等は、地域特有の問題については州法でより強力な規定を設ける

余地を残したいと考えていた。<sup>(注67)</sup>消費者により密着し、消費者信用紛争解決へのより強いインセンティブを持つ州が独自に法律を定めることで、革新的な消費者保護の対策が生まれうるとの理由からである。<sup>(注68)</sup>

また、全米統一基準がゆるやかな規制であることにも批判がある。たとえば、消費者は系列企業間での情報共有からオプトアウトする機会を与えられるが、それは「販売促進の目的」で情報共有が行われている場合に限られている。

#### (2) CRA の業務の海外委託

今回の法律は、消費者信用報告を年一度は無料で消費者に提供する義務を CRA に課すが、こうした負担増の中で、CRA はデータベースやバック・オフィス機能を海外に委託する動きを強めている。たとえば、主な CRA3社の1つである Trans Union 社は、ある時点では消費者紛争についての郵便物の100%がインドで処理されることになるとしている。

しかし、海外では米国の法律が適用されないため、海外委託の拡大の中で、CRA の海外委託先で ID 窃盗がおきるようになるのではないかと懸念が高まっている。<sup>(注69)</sup>

#### (3) おとり商法 (bait-and-switch)

最初は低い利率で信用供与をしながら、何らかのきっかけで利率を大きく引き上げる商法は、おとり商法 (bait-and-switch) と呼ばれている。今回の法改正に向けた議論の過程でこの商法に注意を喚起した議員もいたが、どの程度広汎に行われているか等の実態が明らかでないこともあり、今回の法律では対策が講じられなかった。

#### (4) ID 窃盗に関する罰則の強化

今回の法律は ID 窃盗に対して FCRA の観点から取り組むものであったが、これに加え、合衆国法典第18編 (犯罪及び刑事手続) の観点から、ID 窃盗を行う者に対する罰則を現在よりも強化するべきであるとの意見が強かった。

これについては、上院で、2003年3月に法案 (S.153) が可決され、下院で、2004年6月に法案 (H.R.1731) が可決され、この下院法案が2004年7月15日に大統領の署名を受けて成立した。<sup>(注71)</sup>

(注)

(1) *Prepared Statement of the Federal Trade Commission on The Fair Credit Reporting Act Before the Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs*, Jul. 10, 2003. <<http://www.ftc.gov/os/2003/07/fcrasenatestest.htm>>

(2) 公正信用報告法第603条 d 項(1)は、消費者信用報告を次のように定義している。「『消費者信用報告』 (consumer report) とは、消費者の信用度、信用状態、信用能力、性格、一般的評判、個人的特性、生活状態に関する情報であって、(A)主として個人、家族又は家事のために利用される信用取引若しくは保険取引目的、又は(B)雇用目的、(C)その他第604条により認められる目的に関して消費者の適格性を判断する要素として役立てるために、その全部又は一部が、収集され、又は利用され、若しくは利用される予定である情報を、消費者報告機関が、書面、口頭その他の方法により伝達することをいう。」(『クレジット研究』第20号、1998. 9, p.239.)

(3) Act of Oct.26, 1970, Pub. L. No.91-508, 84 Stat. 1127, codified at 15 U.S.C. §§ 1681-1681v. 1970年版の FCRA については、竹内昭夫「アメリカの消費者信用保護法」『月刊クレジット』252号、253号、1978、竹内昭夫ほか「アメリカの連邦消費者信用保護法の翻訳」『月刊クレジット』260号-262号、1978-79. を参照。1996年版の FCRA については、「IV. 公正信用報告法 (消費者信用保護法第 6 編) —1996年改正法」『クレジット研究』第20号、1998. 9. を参照。

(4) Equifax、Experian 及び TransUnion の 3 社が、主要な CRA である。

(5) 岡村久道・新保史生「第11章 個人信用情報分野」『電子ネットワークと個人情報保護—オンラインプライバシー法入門—』経済産業調査会、2002.、「金

融・信用分野の個人情報保護法 金融審・産構審の合同で議論開始』『i』2004. 4. 1.

- (6) ID 窃盗の実例として、勝手に消費貸借契約を締結された上に、殺人犯として逮捕されるかもしれないという恐怖まで味わったマイケル・ベリー氏についての記事を参照。“Identity Crisis”, *The Washington Post Magazine*, Aug. 10, 2003.
- (7) Synovate, “Federal Trade Commission-Identity Theft Survey Report”, Sept. 3, 2003. <<http://www.ftc.gov/os/2003/09/synovatereport.pdf>>
- (8) ID 窃盗への対処に関わる主な連邦法としては、FCRA のほか、ID 窃盗対処法、公正信用請求法、公正債権回収慣行法、電子資金決裁法、グラム・リーチ・ブライリ法等がある。Angie A. Welborn, “Remedies Available to Victims of Identity Theft”, *CRS Report*, RL31919 (Updated July 9, 2003).
- (9) *The Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003: Hearing on H.R.2622 Before the House Committee on Financial Services*, 108th Cong. 12-13 (2003).
- (10) 下院の主な公聴会は、次のとおりである。
- ・ *Fighting Fraud: Improving Information Security: Joint Hearing Before the Subcommittee on Financial Institutions and Consumer Credit and Subcommittee on Oversight and Investigations, the House Committee on Financial Services*, 108th Cong. (2003).
  - ・ *The Importance of the National Credit Reporting System to Consumers and the U.S. Economy: Hearing Before the Subcommittee on Financial Institutions and Consumer Credit, House Committee on Financial Services*, 108th Cong. (2003).
  - ・ *Fair Credit Reporting Act: How it Functions for Consumers and the Economy: Hearing Before the Subcommittee on Financial Institutions and Consumer Credit, House Committee on Financial Services*, 108th Cong. (2003).

- ・ *The Role of FCRA in the Credit Granting Process: Hearing Before the Subcommittee on Financial Institutions and Consumer Credit, House Committee on Financial Services*, 108th Cong. (2003).
- ・ *The role of FCRA in employee background checks and the collection of medical information: Hearing Before the Subcommittee on Financial Institutions and Consumer Credit, House Committee on Financial Services*, 108th Cong. (2003).
- ・ *Fighting Identity Theft- The Role of FCRA: Hearing Before the Subcommittee on Financial Institutions and Consumer Credit, House Committee on Financial Services*, 108th Cong. (2003).
- ・ *The Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003: Hearing on H.R.2622 Before the House Committee on Financial Services*, 108th Cong. (2003).

上院の主な公聴会は、次のとおりである。

- ・ *An Overview of the Fair Credit Reporting Act: Hearing Before the US Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs*, 108th Cong. (2003).
- ・ *The Growing Problem of Identity Theft and Its Relationship to the Fair Credit Reporting Act: Hearing Before the US Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs*, 108th Cong. (2003).
- ・ *Affiliate Sharing Practices and Their Relationship to the Fair Credit Reporting Act: Hearing Before the US Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs*, 108th Cong. (2003).
- ・ *The Accuracy of Credit Report Information and the Fair Credit Reporting Act: Hearing Before the US Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs*, 108th Cong. (2003).
- ・ *Consumer Awareness and Understanding of*

- the Credit Granting Process: Hearing Before the US Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs*, 108th Cong. (2003).
- ・ *Addressing Measures to Enhance the Operation of the Fair Credit Reporting Act: Hearing Before the US Senate Committee on Banking, Housing, and Urban Affairs*, 108th Cong. (2003).
- (11) Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003 (FACT Act), Pub. L. No.108-159, 117 Stat. 1952.
- (12) 2003年12月31日を発効日とする規定は、FACT Act の第151条 a 項(2)、第212条 e 項、第214条 c 項、第311条 b 項及び第711条である。(68 Fed. Reg. 74467 (Dec. 24, 2003))
- (13) 2004年 3 月31日を発効日とする規定は、FACT Act の第111条、第156条、第312条 d 項、e 項及び f 項、第313条 a 項、第611条並びに第811条である。(69 Fed. Reg. 6526 (Feb. 11, 2004))
- (14) 2004年12月 1 日を発効日とする規定は、FACT Act の第112条、第114条、第115条、第151条 a 項(1)、第152条、第153条、第154条、第155条、第211条 c 項、第212条 a 項、d 項、第213条 c 項、第217条 a 項、第311条 a 項、第312条 a 項－c 項、第314条、第315条、第316条及び第317条である。(69 Fed. Reg. 6526 (Feb. 11, 2004))
- (15) 15 U.S.C. § 1681a.
- (16) 15 U.S.C. § 1681c-1.
- (17) 消費者の信用度を数値化したもの。クレジット・スコア作成会社間で信用度を決定する基準は異なるが、クレジット・スコアの数値自体は各社間で比較可能となるように標準化されている。クレジット・スコアは350から850の間で決定され、660以上がよいスコア、620以下は信用を得られないこともあるスコアとされている。
- (18) Prescreened list のこと。注(37)参照。
- (19) 15 U.S.C. § 1681c.
- (20) 15 U.S.C. § 1681m.
- (21) 15 U.S.C. § 1681g (a)(1).
- (22) 15 U.S.C. § 1681g.
- (23) 15 U.S.C. § 1681c-2.
- (24) 15 U.S.C. § 1681s.
- (25) 15 U.S.C. § 1681s-2(a).
- (26) 15 U.S.C. § 1681m.
- (27) 15 U.S.C. § 1681m.
- (28) 15 U.S.C. § 1681p.
- (29) FCRA 第603条 w 項は、「全米規模の特定分野の CRA」を、消費者の(1)医療の記録又は支払、(2)居住歴又は賃借歴、(3)小切手振出歴、(4)職歴、(5)保険金請求、のいずれかについて消費者信用報告を収集し、作成する全米規模の CRA と定義している。
- (30) 15 U.S.C. § 1681j (a)(1)(C).
- (31) 15 U.S.C. § 1681x.
- (32) 15 U.S.C. § 1681g (c).
- (33) 15 U.S.C. § 1681g (a).
- (34) ある消費者の信用について、企業から CRA への問い合わせが多いと信用評価が下がるのは、消費者が多数の申し込みをしているために問い合わせが増えている(すなわち、それだけ金銭的に困っている)と判断されるためである。しかし、この判断は、消費者が、いくつかの企業の住宅ローンの利率を比較検討しているために企業から CRA への問い合わせが多くなっている場合には、妥当ではない。そこで、近時は、住宅ローン等の場合には、多数の問い合わせを一本化してカウントするようになっているとされる。*The Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003: Hearing on H.R.2622 Before the House Committee on Financial Services*, 108th Cong. 62(2003). しかし、そうはいつでも、情報が開示されないことには、実際に一本化されているかどうかは分からないことから、今回、消費者に対する開示項目に含められた。
- (35) 15 U.S.C. § 1681g.
- (36) 15 U.S.C. § 1681g.
- (37) 「プレスクリーニング(prescreening)」とは、CRA が、一定の基準を満たす消費者のリストを編集・作成し、提供するプロセスをいう。作成された消費者リス

ト (prescreened list) は、その依頼人または依頼人にかわる第三者に提供され、リスト上の消費者に対して依頼人の製品やサービスの購入を勧誘するために利用される。『クレジット研究』第20号, 1998. 9, p.139参照。

- (38) 15 U.S.C. § 1681b (e).
- (39) 15 U.S.C. § 1681s-3.
- (40) 15 U.S.C. § 1681w.
- (41) 15 U.S.C. § 1681s-2(a).
- (42) 15 U.S.C. § 1681m.
- (43) 15 U.S.C. § 1681t (b)(1).
- (44) 15 U.S.C. § 1681s-2.
- (45) 15 U.S.C. § 1681s-2(a).
- (46) 15 U.S.C. § 1681i.
- (47) 15 U.S.C. § 1681i (a)(5)(A).
- (48) 15 U.S.C. § 1681s-2(b)(1).
- (49) 15 U.S.C. § 1681c.
- (50) 15 U.S.C. § 1681i.
- (51) 15 U.S.C. § 1681i (a)(1)(A).
- (52) 15 U.S.C. § 1681b (g).
- (53) 15 U.S.C. § 1681a (d).
- (54) 15 U.S.C. § 1681s-2(a).
- (55) 15 U.S.C. § 1681c (a).
- (56) 20 U.S.C. § 9702.
- (57) 20 U.S.C. § 9703.
- (58) 20 U.S.C. § 9704.
- (59) 20 U.S.C. § 9706.
- (60) 20 U.S.C. § 9707.
- (61) 20 U.S.C. § 9708.
- (62) 15 U.S.C. § 1681a.
- (63) Vail Letter は次のサイトで参照することができる。<<http://www.ftc.gov/os/statutes/fcra/vail.htm>>
- (64) 注(37) 参照。
- (65) 15 U.S.C. § 1681t.
- (66) *The Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003: Hearing on H.R.2622 Before the House Committee on Financial Services*, 108th Cong. 9

(2003).

- (67) 149 CONG. REC. H12217 (daily ed. Nov. 21, 2003) (statement of Rep. Sanders).
- (68) 今回制定された連邦法にも、カリフォルニア州などの金融プライバシー保護において先駆的な取り組みをしている州の法規定を取り入れた部分がありある。金融プライバシーに関する法規定を含む、カリフォルニア州のプライバシー関連法全般については、次のサイトを参照。<<http://www.privacy-protection.ca.gov/lawenforcement/laws.htm#five>>
- (69) 149 CONG. REC. H12222 (daily ed. Nov.21, 2003) (statement of Rep. Markey).
- (70) 149 CONG. REC. H12217 (daily ed. Nov. 21, 2003) (statement of Rep Sanders), *The Fair and Accurate Credit Transactions Act of 2003: Hearing on H.R.2622 Before the House Committee on Financial Services*, 108th Cong. 8 (2003).
- (71) Act of Jul. 15, 2004, Pub. L. No.108-275, 118 Stat. 831.

#### (参考文献)

- ・ Jeffrey Taft and Christine Poulon, “The FACT Act: The Latest Attempt at Overhauling the Fair Credit Reporting Act and the Fairness and Accuracy of Consumer Reports”, *The Banking Law Journal*, Vol. 121, No. 3, 2004, pp.194-217.
- ・ James J. Daly, “The New FACTs of Life”, *Credit Card Management*, Mar 2004 Vol. 16, Iss. 13 ; p. 46-51.
- ・ THE FAIR CREDIT REPORTING ACT (FACT Act) による改正を経た2003.12.4 現在の形) <<http://www.ftc.gov/os/statutes/031224fcra.pdf>>
- ・ 圓佛孝史、新形敦、「米国における金融プライバシーを巡る最近の動向」『みずほりポート』2003.12.30

(なかがわ かおり・海外立法情報課)